

11月2日 10時
227

日本労働協會々則

綱領

- 一、相互扶助ノ大義ヲ重ンズ、
- 一、最大多數ノ福利ノ爲メ犠牲的精神ヲ養成ス、
- 一、労働ヲ尊重シ労働者ノ地位ヲ向上セシム、
- 一、團體ノ結束ヲ強固ニシ決議ニ對シテハ絶對ニ服從スル精神ヲ熾ンナラシム、
- 一、自制以テ其職責ヲ完フス、
- 一、品性ノ陶冶ヲ計ル、

會則

- 一、本會ヲ日本労働協會ト稱ス、
- 一、本會ノ綱領ヲ賛成シ獻身努力スル者ヲ以テ會員トス、
- 一、本會ハ全國ニ支部ヲ置キ、支部ハ拾名以上ノ會員ニヨリ組織サレ、常ニ本部ト聯絡ヲ保チ一致ノ行動ヲ取ルモノトス、
- 一、本會ハ毎年一回、定時總會ヲ開催ス、
- 一、本會ノ役員ハ書記長及書記拾名トス、
- 一、本會ノ役員ハ大會ニ於テ選舉セラル、モノトス、
- 一、本會ノ事業ハ書記長及書記之レヲ行フ、
- 一、本會ハ機關雜誌ヲ發行シテ會員ノ親睦ヲ計リ、且人格ノ向上ニ努ム、
- 一、本會ハ目的ヲ達センガ爲メニ生ジタル犠牲者ニ對シテハ生活ノ保證ヲ與フ、
- 一、本會ハ左ノ五部ニ分ツ、
總務部、宣傳部、出版部、調査部、共濟部、
- 一、會員ハ會務ニ就キテ提案發議ノ權利ヲ有ス、
- 一、會員ハ會則ノ定ムル處ニヨリ會費納入ノ義務ヲ負フ、
(但シ會費一ヶ月金拾錢トス)